

○ 総務省告示第四百二十九号  
 地方税法施行規則（昭和二十九年  
 六月十一日）昭和一十九年  
 六月十一日。總理府令第二十三号）第十條第四項の規定に基づき、光ディスク等への  
 記録技術基準を次のように定め、平成  
 二十五年十一月一日から適用する。

総務大臣 新藤 義孝

光ディスク等への給与支払報告書記載事項の記録に関する技術基準

規定に関する技術基準（昭和十一年六月十一日）昭和一十九年六月十一日。總理府令第二十三号）第十條第四項の規定に基づき、光ディスク等への  
 記録技術基準を次のように定め、平成二十五年十一月一日から適用する。

一 光ディスクの規格は、次に掲げるものでなければならぬ。日本工業規格（以下「日本工業規格」とい  
 う。）国際標準化機構（ISO）及び電気標準会議（IEC）の規格（以下「国際標準化機構（ISO）及び電気標準会議（IEC）の規格」とい  
 う。）に適合するものとする。

二 光ディスクの規格は、次に掲げるものでなければならぬ。日本工業規格（以下「日本工業規格」とい  
 う。）に適合するものとする。

三 光ディスクの規格は、次に掲げるものでなければならぬ。日本工業規格（以下「日本工業規格」とい  
 う。）に適合するものとする。

第一 記録形式は、フレイムの形式とし、MS-DOS（FAT形式）  
 及びISO 9660（Joliet形式）とする。

第二 記録形式は、フレイムの形式とし、MS-DOS（FAT形式）  
 及びISO 9660（Joliet形式）とする。

第三 記録形式は、フレイムの形式とし、MS-DOS（FAT形式）  
 及びISO 9660（Joliet形式）とする。

第四 記録形式は、フレイムの形式とし、MS-DOS（FAT形式）  
 及びISO 9660（Joliet形式）とする。

規格 X〇ニニーに規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」とする。X〇六〇ーに適合することとし、  
3 ラベルの形式はノンラベブル（先頭テーパー付）又は日本工業規格 X〇六〇ーに適合することとし、  
レコードの形式は固定長ブロッックレコードとする。